

資料編

基本構想

1. 取手市の将来構想

(1) 将来都市像

本市は、利根川や小貝川、緑豊かな田園地帯や丘陵部の斜面林など、豊富な「水と緑」という恵まれた地域資源に加え、郷土の歴史やこれにまつわる有形・無形の文化資産を有しています。

これらの地域資源や文化資産を貴重な財産として守り育み、まちの魅力を積極的に発信していくことにより、多くの人々をひきつけ、住みたい、住み続けたいと思われる魅力ある都市となる可能性を秘めていると言えます。

また、本市は都心まで約40キロメートルのところに位置し、鉄道や道路が結節する茨城県南部における交通の要衝であり、茨城県の玄関口として高い生活利便性を有しています。

この利便性の高さを活かし、企業の誘致や起業・創業を積極的に促進することにより、活気と活力あふれる都市への変貌が可能であると考えられます。

一方で、人口減少や少子・高齢化などの課題に向き合い、また、安全で安心なまちづくりを進めることにより、子どもを安心して産み育てることができ、将来にわたって住み慣れた地域で健康・快適にいきいきと暮らし続けることができるまちであることが求められています。

そこで、本市の将来都市像を「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」とし、市民が互いに支えあい、思いやりを持って暮らし、住んでいる人にも、訪れる人にも優しいまちづくりを目指します。

また、豊かな自然や、子供たちがのびのびと成長する環境を大切にすると共に、市民と行政が力を合わせて互助・共助の盛んな地域風土を育み、次世代に引き継ぐ精神を持ち、次世代に誇れるまちづくりに取り組むことにより、人の絆や生きがい、心身の健康を保持しつつ、魅力と活力、郷土愛を育むまちづくりを目指します。

ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで

(2) 土地利用の基本方針

①安全・安心な土地利用の確保

本市で生活を営む市民の生命と財産を守るため、台風・大雨による浸水や地震・火事などの災害時への対応に十分配慮しながら、安全・安心な生活環境の確保に向けて、計画的な都市環境整備を推進します。

②計画的な土地利用誘導による集約型都市構造¹への移行

将来にわたって持続可能な都市づくりを実現するため、低炭素社会の実現とともに集約型都市構造への移行を目指します。

そのため、土地利用規制に基づいた計画的な土地利用誘導により、既存市街地の高度利用を図りながら、郊外部における無秩序な開発を抑制し、低密度な都市の拡大の防止に取り組みます。ただし、市内に分散する、地域住民の生活を支える重要な都市機能については、高齢社会への移行も踏まえ、その機能の維持・充実に配慮します。

¹ 基本的な公共交通沿いに集約拠点の形成を促進し、生活に必要な諸機能が集約され歩いて暮らせる都市環境。

③ゆとりある良好な居住環境の形成

人口減少社会の中、市内への若年層の定住化を促進するため、生活道路や公園、下水道等の生活基盤の充実を図るとともに、緑豊かでゆとりのある良好な居住環境の整備を推進します。

また、高齢社会への移行を踏まえ、誰もが暮らしやすい居住環境を形成するため、生活環境のバリアフリー化や身近な商店街等の商業・業務機能の充実・誘導を図り、生活利便性の向上を目指します。

④質の高い快適な操業環境の形成

市民の雇用の場としても重要な役割を担う事業用地については、既存用地の有効活用を基本に周辺環境との調和に十分配慮しながら、産業基盤の整備・拡充を図り、操業環境の向上を目指します。

また、集約型都市構造へ与える影響等を検証した上で、周辺の営農環境や居住環境に十分配慮しながら、本市の活力の維持・向上に向けた新たな産業拠点としての土地利用を誘導し、必要な環境整備と土地利用転換を検討します。

⑤自然環境の適切な保全・管理・活用

本市の特徴である利根川、小貝川及び周辺緑地等の豊かな自然環境については、適切な保全・管理・活用を推進するとともに、必要に応じてそれらを活用した地域活性化に資する公園等の拠点整備を進め、自然豊かな潤いのある都市空間の形成を目指します。

また、本市に広がる農地については、環境を保全する大きな役割を果たしていることから、農業生産の場としてだけでなく、美しい田園景観を構成する貴重な要素として、今後も積極的な保全・活用を図ります。

2. まちづくりの基本方針

本市の将来像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」を実現するため、6つのまちづくり方針を設定します。実現にあたっては、市民や地域・各種団体等と行政が連携、協働してまちづくりを進めます。

(1) 健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり

市民が健康についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことによって、高齢者を含む全ての人々が健康で生きがいを持って豊かな人生を送れるよう、社会全体で市民の健康づくりを支えます。

また、保健・医療・福祉が効率的に連携し、多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスを安心して受けられるまちを目指します。

さらに、年齢や収入、障害の有無に関係なく、すべての人がその人らしく生涯を通じていきいきと自立した生活を送れるよう、経済的に困窮している世帯や生活に課題を抱える世帯が、必要な支援を受けながら自立し安定した生活を送ることができる体制づくりを進め、平等で支えあう社会の実現に努めます。

(2) 豊かなところと個性を育むまちづくり

安心して子どもを産み育て、健やかに子どもが成長できるよう、社会全体で子どもたちを見守り育てるという意識を高めるとともに、保健・医療・福祉に関する様々な事業の連携・充実を図り、安心感を持てる社会を目指します。すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、教育・保育の提供や子育て支援施策を展開します。

幼児・学校教育は教養と感性を豊かにするだけでなく、充実した人生の糧になる重要な要素であることから、子どもの主体的な学びを支え、確かな学力の定着や生きる力を育むための教育環境の整備を進めます。

また、すべての市民が学習と交流を通じて生きがいを感じることができるよう、生涯にわたって自由に学習に取り組むことのできる環境と、スポーツを通じて健康な生活を営むことができる環境づくりを推進します。

(3) 活気と魅力あふれる元気なまちづくり

本市が自立性を高め、活気あるまちづくりを進めるためには、産業振興や雇用の場の確保が重要であることから、時代の変化に対応した産業振興策や支援体制の強化を促進するとともに、産業間の連携のもと、農産物や地域資源を活用したビジネスの展開や市民による新たなビジネスチャンスを広げるための施策など、地域に根ざした産業の発展を支援します。

また、地域経済の活性化のため、街並みの整備により駅周辺を中心に賑わいを作りだすとともに、活力と賑わいが持続するよう、地域で産業、雇用、消費が生まれ交流が活発に行われるまちを目指します。

併せて、若年層を含む幅広い世代の人口定着が図られるよう、若年層が集まって出会えるような活気あるまちづくりを進めるとともに、本市の認知度やイメージの向上に努めるなど、魅力的なまちづくりと情報発信を積極的に進めます。

(4) 都市と自然が調和した環境のまちづくり

利根川や小貝川をはじめとする河川、広大に広がる田園環境、市街地周辺に残る斜面林等豊かな自然資源を有していることから、次世代に引き継ぐ財産として自然を守り、市全体を市民の憩いと安らぎの空間として育み、自然と調和した良好な住環境を保持するよう努めます。

また、持続可能な循環型社会を目指し、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して環境問題に取り組む仕組みと、環境に配慮した行動、環境保全活動等に自発的に取り組む社会の実現を目指します。

(5) 快適で、安心できるまちづくり

市民が日常生活に必要な行政サービスや商業機能を享受できる集約型都市構造を促進し、誰もが安心して快適に、そして、健康な生活を送ることができる、都市としての質の向上と、持続可能な都市づくりの実現を目指します。

そのため、取手駅周辺地区の拠点性の向上と、藤代駅周辺地区や鉄道沿線地区・主要道路沿道地区等の既成市街地における都市機能の集積を進め、あわせて人にやさしい道路や公園等の整備により魅力ある都市空間の整備を進めます。

また、市域における良好な住環境の実現を目指し、美しい街並み形成や上下水道・河川の整備を推進するとともに、市民の日常交通手段となる利便性の高い公共交通網の形成を促進します。

安全で安心なまちづくりには、地域住民の自主的な活動が重要な役割を果たします。

防災については、住民による消防団、自主防災会などの活動に対し、適切な支援を行うとともに、拠点施設の確保を図り、地域防災力の維持・強化に努めます。

防犯と安全対策についても、ボランティア活動や見守り事業など、地域住民のボランティア活動の推進と支援に努めます。

日常生活の中で一人ひとりが高い意識を持ち、協力し合いながら安心して暮らすことができるよう、市民と行政が連携して、迅速かつ的確に対応できる防災力と、犯罪を未然に防ぐ防犯力の高いまちづくりを目指します。

(6) 自主・自律、未来をひらくまちづくり

まちづくりは市民一人ひとりが主役であり、生活の基盤となるそれぞれの地域の活性化こそが活力の源といえます。市民間の活発な交流を促進し、自治意識が醸成されるよう地域活動への支援を行い、市民の自主的な活動を促進するとともに多様な主体による協働社会の実現を目指します。

また、人々の意識や行動、社会の慣習の中には、性別による固定的な役割分担意識が存在し、多様な生き方の選択に影響を与えていることから、男女平等意識の定着を図り、男性も女性もお互いの人権を尊重し協力しあう社会の実現を目指します。

多様化する住民のニーズを的確に把握し、安定した継続性のある住民サービスを提供するために、適時・適切に対応できる柔軟な組織体制づくりを推進します。併せて、行財政の面において費用対効果を見通した効率性が高い運営を進めるとともに、多様化する行政課題や行政需要に対し、必要性や緊急性を加味した上で柔軟な対応による行政サービスが提供できるよう努めます。

まちづくり指標

政策体系		まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	①指標の設定理由/②目標値の考え方
政策	重点施策				
快適で住みやすい都市の実現	訪れたい・住み続けたい都市空間の創出	取手駅北土地区画整理事業の整備進捗率 (%)	72.5	100	①駅前の都市空間の整備状況を測るため。 ②取手都市計画事業取手駅北土地区画整理事業の計画期間に合わせて設定。
	快適な生活を支える都市機能の充実	JR取手駅1日平均乗車人数(人)	22,162	23,267	①公共交通の要であるJRの運行本数等に影響を与える利用者数を測るため。 ②コロナ禍以前の令和元年度の値(27,277人)をベースに、上位200駅の平均減少率(81.3%)を乗じ、年1%ずつ上昇すると仮定して設定。
		1便当たりのコミュニティバス利用者数(人)	6.2	7.3	①公共交通維持のために利用者数の確保ができていないかを測るため。 ②コロナ禍以前の令和元年度の水準まで回復させることを目標値として設定。
		道路補修処理率 (%)	96.0	96.5	①快適で安心なまちづくりの整備状況を測るため。 ②老朽化により年々補修箇所が増加する中、監視体制の強化により、早期発見早期補修につなげ、年度内の処理率を0.5%高く設定。
魅力の創造と発信	魅力の創出と移住定住の推進	定住化促進住宅補助制度により定住化した人数(人:累計)	1,733	2,900	①本市の定住化施策により、どの程度の人口が定着したかを測るため。 ②制度開始からの平均利用者数を計画期間で乗じた数を目標値として設定。
		市公式YouTubeの総再生数(回:累計)	912,056	2,200,000	①本市に興味関心を持ってもらい、どれだけの人に魅力を伝えられたかを測るため。 ②アップする動画の数やクオリティを高めることで、年平均25万回程度の再生数を目標値として設定。
	市内産業活性化による地域の賑わいの創出	起業家カードの発行枚数(枚:累計)	150	250	①地域における創業者の増加により、市内産業の活性化が図られているかを評価するため。 ②令和3年度、4年度の発行枚数の平均値にプラス5件/年として目標値を設定。
		移動販売箇所数(箇所)	55	60	①住み慣れた地域で満足した生活ができる環境整備が進められたかを測るため。 ②令和4年度の実績を基準とし、年1か所ずつ増加することを目標値として設定。
		新規就農者育成総合対策制度利用者数(人)	1	3	①担い手を確保し、市内の農産物の持続可能性を測るため。 ②過去の実績値から、2か年毎に1名新規就農者数増を目標値として設定。

政策体系		まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	①指標の設定理由/②目標値の考え方
政策	重点施策				
未来をつくる 世代を育む まちづくり	子育てしやすい まちづくり	待機児童数(人)	0	0	①保育の充実度と働きながら子どもを育てる環境が整っているかを測るため。 ②引き続き待機児童ゼロの維持に努め、保護者が安心して働ける環境を確保するための目標値として設定。
		子育て支援センター利用者数(人)	21,855	30,000	①充実した子育て支援体制の整備状況を測るため。 ②コロナ禍前の令和元年度の利用実績値(38,836人)に人口推計における令和9年時点と令和元年時点の6歳以下の人数の減少割合(79.2%)を乗じた数を目標値として設定。
	未来を担う人材を 育てる学校教育	学校施設大規模改修(長寿命化改良) 工事実施率(%)	89.0	95.0	①児童生徒が安全かつ快適な環境下で教育を受けられるように施す大規模改修(長寿命化改良)工事がどれだけ進捗しているかを測るため。 ②計画期間内で、市内市立小中学校20校の大規模改修(長寿命化改良)工事実施率を年1%程度増加させることを目標値として設定。
		児童生徒が互いの考えを共有して 話し合いができるようにICT機器を 活用している割合(%)	72.0	85.0	①学校教育現場にてICT機器がどの程度活用されているかを測るため。 ②年2.5%程度活用している人の割合を上げる目標値を設定。
健康でいきいきと した社会の実現	ぬくもりある 医療・福祉の提供	地域ケア会議の年間開催回数(回)	46	50	①地域における高齢者支援のための検討が十分になされているかを測るため。 ②月平均4回(週1回)程度開催することを目標値として設定。
		移送サービス・タクシー利用助成券の年 間利用回数(高齢者分)(回)	14,680	16,000	①高齢者がどれだけ活発に外に出て地域交流を行えたかを測るため。 ②基準値から10%程度の利用者増を見込んだ値を目標値として設定。
	健康づくりの推進	特定健康診査受診率(%)	36.8	52.0	①市民の健康意識の高まりと、予防医療の考え方が普及しているかを測るため。 ②国の特定健康診査等実施計画に掲げる目標値から、年4%程度受診率の向上を目指す目標値を設定。
		生活習慣病ハイリスク者介入後の 受療割合(%)	31.5	40.0	①受療割合により、生活習慣病の重症化を抑制できているかを評価するため。 ②令和4年度を基準として、年1.5%程度の受療割合を増やす目標値を設定。
	生きがいや つながりを 持てる社会の実現	市民大学受講者数(人)	1,274	1,500	①市民が充実した学習機会を得られているかを測るため。 ②令和4年度を基準として、参加人数を全体で20%増とする目標値を設定。
		市主催スポーツ大会への参加者数(人)	1,674	2,800	①スポーツに親しむ機会が充実しているかを測るため。 ②コロナ禍以前の令和元年度の実績値(2,542人)より10%増を目標値として設定。
	市民と協働でつくる 地域社会	地区集会所整備・維持件数(件)	6	31 (R6-R9 累計)	①地域の交流拠点となる集会所が適切に管理されているかを測るため。 ②コロナ禍以前の令和元年度の水準まで回復、維持することを目標値として設定。
		市民と行政の協働事業件数(件)	115	140	①地域の課題を地域で解決しようとする意識が醸成されているかを測るため。 ②令和4年度を基準として、20%増とした目標値を設定。

政策体系		まちづくり指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R9年度)	①指標の設定理由/②目標値の考え方
政策	重点施策				
大切な日常が 守られる環境整備	安全安心な生活が 送れるまちづくり	自主防災会未結成地区の 解消(未結成地区数)	15	13	①地域の防災体制が整っているかを測るため。 ②未結成地区へのアプローチと、具体的な体制構築で2年をかけて1地区の結成を 目指すことを目標値として設定。
		消防団員の充足率(%)	88.0	93.0	①消防力の強化により地域の安全が保たれているかを測るため。 ②消防団員の定数を実数で除した数値。令和4年度を基準として、年1%ずつ上昇さ せることを目標値として設定。
	脱炭素と循環型社 会	1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	876 (※R3 の値)	834	①ゴミ排出量削減による環境負荷の低減が図られているかを評価するため。 ②取手市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(令和5年度~令和12年度)に掲 げる指標に基づき目標値を設定。
		ごみのリサイクル率(%)	20.4 (※R3 の値)	31.2	①リサイクル推進による環境負荷の低減が図られているかを評価するため。 ②取手市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(令和5年度~令和12年度)に掲 げる指標に基づき目標値を設定。
		市役所の温室効果ガス排出量(t-CO2)	3,925.8 (※R3 の値)	3,213.4	①温室効果ガスの低減により地球温暖化防止が図られているかを評価するため。 ②第二次取手市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)(令和3年度~令和12年 度)の削減目標に基づき目標値を設定。
将来にわたり 発展する 地域社会の構築	デジタル化の推進	市役所窓口におけるキャッシュレス決済 利用率(%)	—	40.0	①デジタル化の推進により市民サービスの向上が図られているかを評価するため。 ②経済産業省が掲げるキャッシュレス決済の導入目標に合わせて40%に設定。
		RPA・AI-OCRを活用した業務数(件)	12	40	①デジタル化の推進により、庁内事務の効率化が図られているかを評価するため。 ②システム導入後の実績値の平均値より、毎年度6件程度の新規導入を見込んだ値 を目標値として設定。
		出前講座やイベント出展ブースでのデジ タルに関する相談会の開催数(回)	0	10	①デジタル化の推進のために、市民のデジタルリテラシーの向上が図られているかを 評価するため。 ②イベントや出前講座の開催状況に合わせて年10回程度開催することを目標値とし て設定(スマホ教室を除く)。
	持続可能な 自治体経営	将来負担比率(%)	9.2	0	①持続可能な財政運営が測られているかを評価するため。 ②将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模内に収めることを目標値として設定。
		ふるさと納税寄附額 (百万円)	1,083	4,000	①自主財源の確保により持続可能な財政運営が測られているかを評価するため。 ②返戻品の充実や、積極的なPRを展開することで、全国レベルでふるさと納税寄附 額の上位団体を目指すため、40億円を目標値として設定。
	多様性を認め合う 平和な社会	市の各種審議会等における女性委員の 割合(%)	32.9	35.0	①市政の方向性等を定める場において、男女共同参画が進展しているかを測るため。 ②第四次取手市男女共同参画計画(令和4年度~令和8年度)に掲げる目標値を基 準として設定。
		教育活動全体を通して、人権意識を育む 人権教育を推進したと答えた学校の割 合(%)	100	100	①全ての学校において人権意識の向上が図られているかを評価するため。 ②人権尊重の理念に対する正しい理解と認識を深め、地域社会の中で豊かな人間関 係を築くため、全校での取り組みを引き続き維持することを目標として設定。

「とりで未来創造プラン2024」策定までの経過

	日程	会議等	場所
令和 5年	5月8日(月)	第1回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室
	6月26日(月)	第2回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室
	7月6日(木)	第1回 取手市総合計画審議会(諮問)	議会棟 大会議室
	7月7日(金)~7月28日(金)	市民アンケート実施	
	7月14日(金)	とりで未来会議(市長と職員)	議会棟 大会議室
	7月24日(月)	とりで未来会議(高校生)	議会棟 大会議室
	7月29日(土)	とりで未来会議(取手)	福社会館
	8月6日(日)	とりで未来会議(藤代)	藤代庁舎 大会議室
	8月1日(火)	第3回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室
	8月24日(木)	第2回 取手市総合計画審議会	議会棟 大会議室
	9月21日(木)	第4回 取手市総合計画策定委員会	議会棟 執行部控室
	10月6日(金)	第3回 取手市総合計画審議会	議会棟 大会議室
	12月13日(水)	第5回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室
令和 6年	12月21日(木)	第4回 取手市総合計画審議会(答申)	議会棟 大会議室
	1月4日(木)	第6回 取手市総合計画策定委員会	政策会議室

諮 問

取市発第 154 号
令和5年 7月 6日

取手市総合計画審議会
会長 大谷基道様

取手市長 中村修

第六次取手市総合計画の次期計画について（諮問）

第六次取手市総合計画の次期計画を策定するため、取手市総合計画条例（平成27年3月26日条例第2号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



答 申

令和5年12月21日

取手市長 中村修様

取手市総合計画審議会
会長 大谷基道

第六次取手市総合計画の基本計画の答申について

令和5年7月6日付け、取市発第154号で諮問のありました、第六次取手市総合計画の基本計画（とりで未来創造プラン2024）について、当審議会として慎重に審議した結果、別添のとおり、修正した計画案を答申します。



取手市総合計画条例

平成27年3月26日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力のある、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、取手市総合計画審議会条例(昭和42年条例第42号)第1条に規定する取手市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、変更し(軽微なものを除く。),又は廃止しようとするときは、地方自治法第96条第2項の規定による取手市議会の議決すべき事件に関する条例(平成25年条例第20号)第2条の規定により、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

取手市総合計画審議会条例

昭和42年11月29日

条例第42号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、取手市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 議会の議員 5人以内
- (2) 教育委員会の委員 1人
- (3) 農業委員会の委員 1人
- (4) 公共的団体の代表者 2人以内
- (5) 学識経験者 5人以内

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるとき、または会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第8条 この条例の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

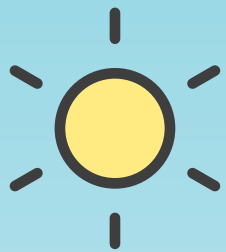
総合計画審議会委員名簿

	氏名	区分	役職等	備考
1	岩澤 信	市議会議員	総務文教常任委員会 委員長	
2	関川 翔	市議会議員	福祉厚生常任委員会 委員長	
3	染谷 和博	市議会議員	建設経済常任委員会 委員長	
4	櫻井 由子	教育委員会の委員	教育委員会 委員	
5	倉持 光男	農業委員会の委員	農業委員会 会長	
6	寺田 満	公共的団体の代表者	市政協力員連絡協議会 会長	
7	羽原 康恵	公共的団体の代表者	NPO法人 取手アートプロジェクトオフィス 事務局長	
8	大谷 基道	学識経験者	獨協大学 教授（法学部 総合政策学科）	会長
9	岩坂 照之	学識経験者	前田建設工業株式会社 ICI総合センター長	
10	佐竹 昭宙	学識経験者	常陽銀行 取手支店長	
11	山崎 俊一	学識経験者	元東京都都市整備局 理事 取手市都市計画審議会 委員	副会長
12	金田 冬彦	学識経験者	取手保育園 園長 取手ブロック保育協議会 会員	

～第六次取手市総合計画～
とりで未来創造プラン2024

令和6年3月 発行

発行者/取手市 政策推進部
〒302-8585 茨城県取手市寺田5139
TEL: 0297-74-2141 (代) FAX: 0297-73-5995
<https://www.city.toride.ibaraki.jp/>



取手市

